

安全衛生推進者、衛生推進者養成講習 受講のご案内

一般社団法人山口県労働基準協会

労働安全衛生法第12条の2において、常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場に対し、衛生推進者（業種によっては安全衛生推進者）を選任し、その者に衛生（安全衛生推進者は安全及び衛生）に関する事項（裏面を参照ください。）を行わせることを義務付けています。

そこで、当協会ではこれら養成講習（下記の安全衛生規則第12条の3を参照ください。）を次のとおり開催することとしました。

この機会に是非受講されますようご案内申し上げます(申込書は裏面を参照ください)。

講習名	5月	6月	7月	8月	12月
安全衛生推進者養成講習	周南市			山陽 小野田市	山口市
衛生推進者養成講習		山口市	周南市		

安全衛生推進者等を選任すべき事業場の規模は常時使用する労働者が10人以上50人未満で、業種は次のとおりです。

1 安全衛生推進者を選任すべき業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業（百貨店、総合スーパー）、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2 安全(衛生)推進者(※)の選任が推奨されている業種のうち、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成26年3月28日付基発0328第6号）において重点とされている業種

小売業、社会福祉施設、飲食店

(※) 安全推進者の選任が推奨、衛生推進者の選任が法律上の義務とされており、安全及び衛生の両方を担当させる場合は安全衛生推進者となります。

3 衛生推進者を選任すべき業種

上記1以外の業種（銀行業、証券業、生保・損保業当の各店舗、医療機関、団体、教育研究業など）

(安全衛生推進者等)

労働安全衛生法

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場(※)及び前条第一項の事業場(※)以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

※ それぞれ安全管理者、衛生管理者を選任すべき事業場を示しています。

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

労働安全衛生規則

第十二条の二 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生推進者等の選任)

第十二条の三 法第十二条の二の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第十条第一項各号の業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。・・・（以下略）・・・

必要な能力を有すると認められる者

安全衛生推進者等の選任に関する基準（要約）

- 1 大学または高等専門学校を卒業し、その後1年以上安全衛生（衛生推進者は衛生）の実務を経験した者
- 2 高等学校または中等教育学校を卒業し、その後3年以上安全衛生（衛生推進者は衛生）の実務を経験した者
- 3 学歴によらず、5年以上安全衛生（衛生推進者は衛生）の実務を経験した者
- 4 その他厚生労働大臣が定めた者

問合せ先

一般社団法人山口県労働基準協会・業務課
TEL:083-925-1430 FAX:083-925-2282

安全衛生推進者（衛生推進者）の職務

安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない中小規模事業場の安全衛生水準の向上を図るため、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働者の安全や健康確保などに係わる業務を担当させなければなりません(安全管理者の選任対象外の業種では安全衛生推進者に代わり衛生推進者を選任し、衛生にかかる業務を担当)。

安全衛生推進者(衛生推進者)が担当する職務は、

- 1.労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2.労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3.健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4.労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

等です。(衛生推進者については、衛生にかかる業務に限る。)

厚生労働省HPより (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/8.html)

安全衛生推進者、衛生推進者養成講習受講申書 ダウンロード方法

↓ (一社)山口県労働基準協会のHP (<http://www.yamakiren.or.jp/>)

① www.yamakiren.or.jp/

一般社団法人
山口県労働基準協会
☎ 083-925-1430

HOME 技能講習2019 技能講習2018 協会のご案内 大会・研修会 その他の事業

Others Menu
技能講習
▼ アクセスの多い10の技能講習等
● 玉掛け
● フォークリフト

◆ 講習・教育計画のご案内 ◆

2019年度（2019年4月～2020年3月）の計画を公開しました。
2019年度の資格取得、教育計画等にご活用ください。
下のボタンをクリックしてください。

技能講習2019	特別教育2019	その他講習2019
----------	----------	-----------

2019年度技能講習等年間計画表は[こちら](#)をクリック！

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育 案内クリック

鉛作業主任者技能講習 案内クリック

安全衛生推進者養成講習 案内クリック

衛生推進者養成講習 案内クリック

受講しようとする講習をクリックすると案内・申込書が表示されます。

申込方法は案内・申込書をご参照してください。

(注) 会場の確保等の関係から、申込書が掲示されるのは講習の1～2箇月前からとなっています。

また、受付開始日にもご留意ください。